

阿波市グリーン購入調達方針

1 目的

本市では「阿波市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、この計画の中で温室効果ガス削減施策としてグリーン購入の推進を明記している。

については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。）に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実施し環境負荷及び行政コストの削減を目的とする。

2 適用範囲

阿波市における物品等の調達を対象とする。

3 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄まで全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して調達する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長時間の使用ができること。
- (5) 再使用が可能であること。
- (6) リサイクルが可能であること。
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (8) 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (9) 調達数量は、必要最小限とすること。

4 推進品目及び判断基準

グリーン購入の推進品目及び判断基準については、別表のとおりとし、必要に応じて見直しを行う。また、推進品目以外についても、「3 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努める。

5 推進品目の情報入手方法

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットなどを通じて次のデータベースなどを参照し情報入手するものとする。

- (1) グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと (<http://www.gpn.jp/>)
- (2) (公財) 日本環境協会エコマーク事務局HP (<http://www.ecomark.jp/>)

6 集計と公表

別表に定めるグリーン購入推進品目の発注の際には、仕様書にグリーン購入の判断基準を明記し調達率の向上に努める。

庁内共用の物品に関して調達状況を報告するとともに、市ホームページに公表する。

7 調達目標



調達目標は、100%とする。

8 その他

本市では「阿波市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」も策定しており、調達する物品・役務と求められる要件等を考慮し、本方針に加え参照する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

	品目	判断基準	参考ラベル
紙類	PPC用紙 (コピー用紙)	グリーン購入法に適合し、 総合評価値が80以上のもの	  
	トイレトペーパー	古紙パルプ配合率 100%	
	封筒	古紙パルプ配合率 40%以上	
文具類	共用物品	以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定商品 ・グリーン購入法適合商品 ・「エコ商品ねっと」掲載商品 	
	上記以外		
電子機器	パソコン	国際エネルギースター適合機種であること。	
	プリンタ		
	コピー機		
照明	蛍光灯	グリーン購入法適合商品であること。	
自動車	乗用自動車	グリーン購入法の自動車の燃費基準、排出ガス基準を満たしていること。	    〈参考〉
	貨物自動車		
消火器	消火器	エコマーク認定商品であること。	

<p>携帯電話</p>	<p>携帯電話</p>	<p>グリーン購入法適合機種であること。</p>	
<p>家具</p>	<p>オフィス家具</p>	<p>グリーン購入法適合商品であること。</p>	

(グリーン購入の調達者の手引き参照)

(参考) 主な環境ラベル

ここでは、別表の推進品目において、表示されることの多い代表的な環境ラベルをまとめています。これら以外の環境ラベルや製品の環境情報は以下のサイトも参考になります。

- 環境ラベル等データベース（環境省） <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>
- 「エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）」 <http://www.gpn.jp/>

ラベル	内 容
	<p>エコマーク</p> <p>○資源を再利用した商品や使用段階で環境への負荷が少ない商品など、(公財) 日本環境協会が認定した環境保全に役立つ商品に表示されているマークです。 (http://www.ecomark.jp/)</p> <p>○対象分野：紙類、文房具、日用品、衣料、照明器具、オフィス家具</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>○古紙を利用した製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を図るため、古紙を原料とした製品であることを識別できるように(公財) 古紙再生促進センターが制定したマークです。 (http://www.prpc.or.jp/menu03/cont09.html)</p> <p>○対象分野：紙類</p>
	<p>再生紙使用マーク</p> <p>○再生紙の利用を促進するため、3R活動推進フォーラムが定めたマークで、古紙配合率が表示されます。使用に際しては特に許認可の必要がない自主的なマークです。 (http://3r-forum.jp/paper.html)</p> <p>○対象分野：紙類、日用品（ティッシュペーパー）、印刷</p>
	<p>モバイル・リサイクル・ネットワーク</p> <p>○メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を回収している店を表すマークです。</p>
	<p>国際エネルギースターロゴ</p> <p>○国際エネルギースタープログラムは、経済産業省と米国・環境保護庁との相互承認のもとに実施されているOA機器の省エネルギー基準です。待機電力の基準を満たした省エネルギー型のOA機器に表示が認められています。 (http://www.energystar.go.jp/about.html)</p> <p>○対象分野：OA機器（コピー機、プリンタ、パソコン等）</p>
	<p>省エネ性マーク</p> <p>○2000年8月から「省エネラベリング制度」(JIS規格)が始まりました。この制度は、家電製品が国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率(%)をラベルに表示するもので、省エネ基準達成率が、100%以上の製品には緑色のマークが表示されています。 (http://www.eccj.or.jp/labeling/)</p> <p>○対象分野：家電製品、照明器具</p>

 	<p>燃費基準達成車ステッカー</p> <p>○省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付するステッカーで、国土交通省が運営しています。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html</p> <p>○対象分野：自動車</p>
  	<p>低排出ガス車認定ステッカー</p> <p>○国土交通省が実施している自動車の排ガス低減性能に関する評価の結果、「低排出ガス車」として認定された車両に表示されるステッカーです。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm</p> <p>○対象分野：自動車</p>
	<p>JOIFA(日本オフィス家具協会)統一マーク</p> <p>○一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)がグリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マーク。マークは JOIFA 会員企業の製品でグリーン購入法に適合していることを示しています。 http://www.joifa.or.jp/</p> <p>○対象分野：家具</p>